

単品スライド条項 運用マニュアル（暫定版）

平成30年3月

兵庫県 県土整備部

はじめに

本資料は、建設工事請負契約書第25条第5項の単品スライド条項について、「国土交通省の運用マニュアル（暫定版）（平成20年7月16日）」や過去の通知等を踏まえ、スライド額の算定方法や受発注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

（改定履歴）

通知		内容	備考
当初	平成30年1月30日	初版	
第1回	平成30年3月27日	土木請負工事必携改定に伴う改定 他	
第2回			
第3回			
第4回			

目次

1	総則	1
1-1	スライド条項の概要	1
1-2	対象工事	2
1-3	対象品目	2
1-3-1	対象品目の選定の考え方	2
1-3-2	スライド額の算定の対象とする品目	3
1-4	対象工事費の考え方	4
1-5	スライド額算定	5
1-5-1	スライド額算定の方法について	5
1-5-2	部分払いを行った場合の対象数量について	6
1-6	全体スライド条項併用時の特例	7
2	鋼材類	9
2-1	対象材料	9
2-1-1	対象材料の考え方	9
2-1-2	その他市場単価、リース品の扱いなど	10
2-2	対象数量	11
2-3	受注者への確認事項	12
2-4	単価（実勢価格の算定）	12
2-4-1	変動前の価格の決定方法	12
2-4-2	変動後の実勢単価の決定方法	13
2-4-3	変動後の実勢価格の決定方法	14
2-5	購入価格の補正方法	14
2-6	変動額の算定	14
2-7	算出例	15
3	燃料油	16
3-1	対象材料	16
3-2	対象数量	16
3-2-1	対象数量の考え方	16
3-2-2	対象数量の算定方法	17
3-2-3	その他	17
3-3	受注者への確認事項	18
3-4	単価（実勢価格の算定）	18
3-4-1	変動前の価格の決定方法	18

3-4-2	変動後の実勢単価の決定方法	19
3-4-3	変動後の実勢価格の決定方法	19
3-5	購入価格の補正方法	20
3-6	購入価格の評価方法	20
3-7	変動額の算定	21
3-8	算出例	22
3-8-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出	22
3-8-2	機材運搬に係る燃料油の算出方法	23
3-8-3	直接工事費に計上される運搬費	26
3-8-4	計算事例	27
4	アスファルト類	28
4-1	対象材料	28
4-2	対象数量	28
4-3	受注者への確認事項	30
4-4	単価（実勢価格の算定）	30
4-4-1	変動前の価格の決定方法	30
4-4-2	変動後の実勢単価の決定方法	30
4-5	購入価格の補正方法	30
4-6	変動額の算定	30
5	生コンクリート	31
5-1	対象材料	31
5-2	対象数量	31
5-3	受注者への確認事項	32
5-4	単価（実勢価格の算定）	32
5-5	購入価格の補正方法	32
5-6	変動額の算定	32
6	請求等手続き及び提出様式	33
6-1	請求時期	33
6-2	証明書類の提出時期	33
6-3	設計変更手続き	33
6-4	協議開始日	34
6-5	部分払い時の取扱い	34
6-6	部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い	34
6-7	手続きフロー図	35
6-8	様式（土木請負工事必携）	36
6-9	様式（その他）	42

1 総則

1-1 スライド条項の概要

全体スライド、単品スライド、インフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 25 条 第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 25 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 25 条第 6 項)	
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 （但し、請求日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事）	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	
請負額 変更の 方法	対象	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油、アスファルト類、生コンクリート等）	通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （但し、全体スライド又はインフレスライド又は併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の 1.0% （29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないうよう定められた「1%」を採用。）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、最終変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）	可能 （通知に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

1-2 対象工事

- ・現在継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。

- 単品スライド条項の適用の対象となる工事は、実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。
- 請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類、燃料油、アスファルト類及び生コンクリート。

- 対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- 各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」及び「生コンクリート」の4品目のうち、品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目が対象。

○品目毎の変動額が対象工事費の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。

○スライド適用可否の判断は、品目毎に式1により行う。

○なお、「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」「生コンクリート」の増額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とするのではない。

例えば、鋼材類の増額分の合計額が対象工事費の2%、燃料油が0.5%の場合、鋼材類のみ対象となり、燃料油は対象とならない。

【計算式】

$$\begin{aligned}
 & \text{各品目の変動額}_{\text{鋼}}、\text{変動額}_{\text{油}}、\text{変動額}_{\text{As}}、\text{変動額}_{\text{Co}} \quad \text{式1} \\
 & = [(p'_1 - p_1) \times D_1 + (p'_2 - p_2) \times D_2 + \dots \\
 & \quad + (p'_m - p_m) \times D_m] \times k \times 108/100 \\
 & > P \text{「対象工事費」} \times 1/100
 \end{aligned}$$

p : 当該品目の各材料の設計時単価

p' : 当該品目の各材料の変動後単価

D : 当該品目の各材料の対象数量

k : 落札率（当初請負額／当初設計額）

1-4 対象工事費の考え方

・「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたもの。

- 既に部分払いを行った部分については、発注者と受注者との間で数量及び額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できない。
- 部分引き渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の対象工事費は部分引き渡しを行う部分に係る工事費となるが、部分払いを既に行っている出来高部分が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の 1%を超える額。
- ・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

○1-3 により対象となった「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」「生コンクリート」のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（設計単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4 参照）の 1%を差し引いて算出する。

○なお、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

$$\text{スライド額} = \text{対象となった品目の変動額の合計} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

$$S \text{ (スライド額)} = [\text{変動額}_{\text{鋼}} + \text{変動額}_{\text{油}} + \text{変動額}_{\text{As}} + \text{変動額}_{\text{Co}} - (P \times 1/100)]$$

$$\left. \begin{aligned} \text{変動額}_{\text{鋼}} &= M_{\text{変更}_{\text{鋼}}} - M_{\text{当初}_{\text{鋼}}} \\ \text{変動額}_{\text{油}} &= M_{\text{変更}_{\text{油}}} - M_{\text{当初}_{\text{油}}} \\ \text{変動額}_{\text{As}} &= M_{\text{変更}_{\text{As}}} - M_{\text{当初}_{\text{As}}} \\ \text{変動額}_{\text{Co}} &= M_{\text{変更}_{\text{Co}}} - M_{\text{当初}_{\text{Co}}} \end{aligned} \right\} \text{※式1で対象となった品目のみ}$$

$$M_{\text{当初}_{\text{鋼}}}, M_{\text{当初}_{\text{油}}}, M_{\text{当初}_{\text{As}}}, M_{\text{当初}_{\text{Co}}} \quad (\text{価格変動前の金額})$$

$$= (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 108/100$$

$$M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}, M_{\text{変更}_{\text{油}}}, M_{\text{変更}_{\text{As}}}, M_{\text{変更}_{\text{Co}}} \quad (\text{価格変動後の金額})$$

$$= (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 108/100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{油}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{As}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{Co}}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{油}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{As}}}$ 、 $M_{\text{変更}_{\text{Co}}}$ は実際の購入金額とする。

- p : 各材料の設計時単価
- p' : 各材料の変動後の単価
- D : 各対象材料について算定した対象数量
- k : 落札率
- P : 対象工事費

注1) 材料費の変動に連動した共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わない。

注2) M当初_{鋼、油、As、Co}、M変更_{鋼、油、As、Co}、 $(P \times 1/100)$ の端数処理は、小数点以下を切捨て整数止めとする。また、落札率は、当初請負額/当初設計額とし端数処理はしないものとする。

注3) 単品スライド条項による変更額は、上記により算出されたS（スライド額）を税抜きに割戻しを行い、千円未満を切捨て、それに消費税を上乗せしたものとする。

（計算例）

計算例1 (消費税込み)

契約金額	200,000,000		1%相当		2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S = 2,400,000 - 2,000,000 = 400,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2 (消費税込み)

契約金額	100,000,000		1%相当		1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 $S = 1,100,000 + 2,400,000 - 1,000,000 = 2,500,000$					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

1-5-2 部分払いを行った場合の対象数量について

- 既済部分について部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

1-6 全体スライド条項併用時の特例

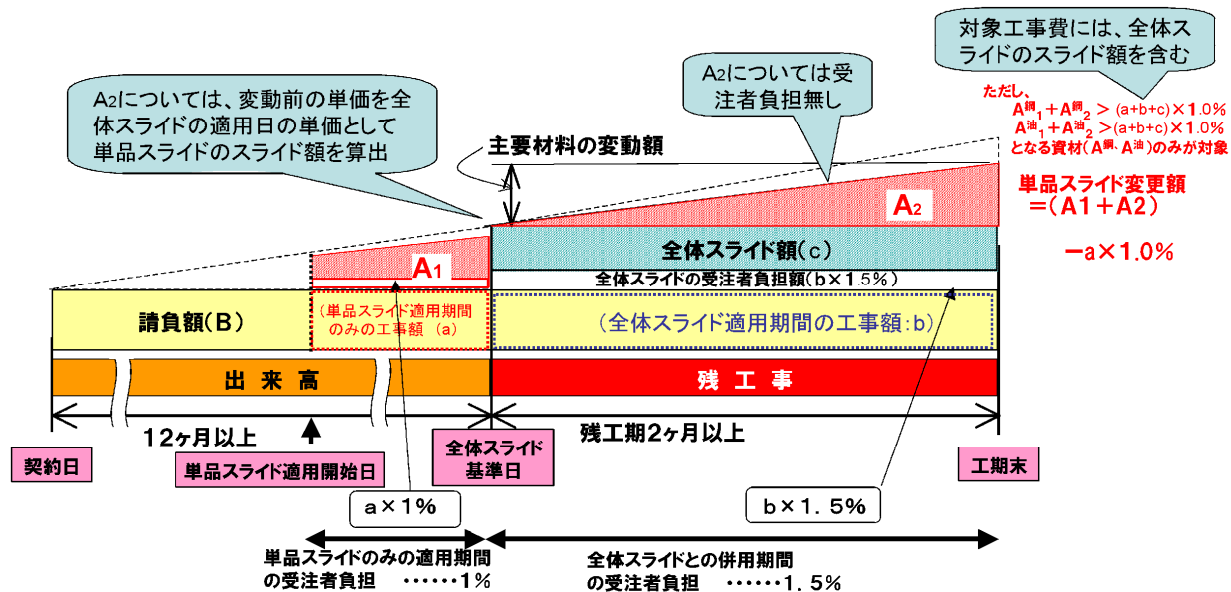
- 全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
 - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる。
 - ②単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- 単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費（1-4 参照）には、全体スライド条項のスライド額を含む。

○全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

○また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

○このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

○さらに、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。



注) 1-4 のとおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

2 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。

○いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭など）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など）、スクラップなどを対象とする。

○鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等及び非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）については、対象としない。

対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200（CO建込）4段	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価、リース品の扱いなど

1) 市場単価

- 市場単価を用いて積算した場合で、材料費を含む市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

○市場単価が材料費を分離できない構成となっているものは、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

鋼材類を含む市場単価工種（例）

工 種	名 称	規 格	単 位
防護柵設置工（ガードレール）	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込、コンクリート建込	m
	防護柵設置工（ガードレール設置工）耐雪型	土中建込、コンクリート建込	m
防護柵設置工（ガードパイプ）	防護柵設置工（ガードパイプ設置工）	土中建込、コンクリート建込	m
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵（支柱設置工）		本
	落石防護柵（ロープ・金網設置工（間隔保持材付））		m
	耐雪型落石防護柵（ロープ・金網設置工（上弦材付））		m
	スチールロープ設置		本
防護柵設置工（落石防止網）	金網・ロープ設置		m ²
	アンカー設置		箇所
	支柱（ポケット式）設置		箇所
吹付砕工	吹付砕工		m
	ラス張工		m ²
道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）		基
	標識板設置（案内標識（路線番号除く））		m ²
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム、照明柱、既設標識柱	基

2) 賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

- 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

○リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、対象とする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、変更後の価格は、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均すること。

2-2 対象数量

- 鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とする。なお、設計時点でロス分を計上した場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。（ただし、異形棒鋼は除く）
- 仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。

1) 設計図書に記載された数量がある場合の取扱い

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

- ロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上している場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含める。なお、スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値などの措置を講じることが必要である。

2) 一式で計上されている仮設工などの取扱い

- 一式で計上されている任意仮設について、受注者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。

3) その他

- 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- 価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

2-3 受注者への確認事項

- 鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の全ての提出を受注者に求めること。
- 提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。
- 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。なお、ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- 任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- 鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合、搬入時期は工場に搬入される時期とする。

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

- 一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。

2-4-2 変動後の実勢単価の決定方法

- 価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表の価格とする。
- 土木工事積算単価表に記載されていない材料は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料等の価格とする。
- 物価資料等に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

○特別調査や見積り等による場合

当初積算が特別調査や見積りによる材料など、土木工事積算単価表や既存の物価資料等に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

鋼材類の価格決定

設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
土木工事積算単価表による場合	現場に搬入された翌月の土木工事積算単価表による
物価資料等に掲載がある場合	現場に搬入された月の物価資料等の価格による
特別調査による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを徴収することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。
見積りによる場合	実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較（アップ率）や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。

2-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

○受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

○搬入数量は、納品書による数量とする。

2-5 購入価格の補正方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

○購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更}_{\text{鋼}}} - M_{\text{当初}_{\text{鋼}}}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{当初}_{\text{鋼}}} & (\text{価格変動前の鋼材類の金額}) \\ & = \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ & = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 108/100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{変更}_{\text{鋼}}} & (\text{価格変動後の鋼材類の金額}) \\ & = \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ & = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 108/100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}$ よりも、受注者の購入価格の方が安い場合は、 $M_{\text{変更}_{\text{鋼}}}$ は受注者の購入価格とする。

- p : 各材料の設計時点における単価
- p' : 各材料の変動後単価
- D : 各材料の対象数量
- k : 落札率（当初請負額／当初設計額）

2-7 算出例

《計算例》

設計額	200,000,000
契約額	180,000,000
変更契約額	210,000,000 (P)
落札率	90% (K)

■M当初_額の算出

発注者(設計価格)

品目	規格	設計単価	対象数量(t)	合計金額
H形鋼	300×300	70,000	100	7,000,000
H形鋼	350×350	75,000	100	7,500,000
異形棒鋼	SD345径16	80,000	50	4,000,000
合計				18,500,000
M当初 _額	計×K(落札率)×1.08(消費税相当額)			17,982,000

■M変動_額の算出=(受注者)購入額と(発注者)計算額の比較

①受注者(購入価格)

		4月	5月	6月	証明数量(t)	実購入金額	補正購入金額
H形鋼 300×300	購入単価	90,000	95,000	95,000	110	10,250,000	9,318,181
	搬入数量(t)	40	40	30			
H形鋼 350×350	購入単価	95,000	100,000	100,000	100	9,850,000	9,850,000
	搬入数量(t)	30	40	30			
異形棒鋼 SD345径16	購入単価	100,000	100,000	110,000	50	5,100,000	5,100,000
	搬入数量(t)	20	20	10			
計							24,268,181
購入額	計 × 1.08(消費税相当額)						26,209,635

注1) 10,250,000(実購入額) × 100(対象数量)/110(証明数量) = 9,318,181(補正購入金額)

②発注者(実勢価格)

		4月	5月	6月	証明数量(t)	加重平均単価	対象数量	金額
H形鋼 300×300	購入単価	80,000	85,000	90,000	110	84,545	100	8,454,500
	搬入数量(t)	40	40	30				
H形鋼 350×350	購入単価	85,000	90,000	95,000	100	90,000	100	9,000,000
	搬入数量(t)	30	40	30				
異形棒鋼 SD345径16	購入単価	100,000	110,000	120,000	50	108,000	50	5,400,000
	搬入数量(t)	20	20	10				
計								22,854,500
購入額	計 × K(落札率) × 1.08(消費税相当額)							22,214,574

注2) (80,000×40 + 85,000×40 + 90,000×30) / 110(証明数量) = 84,545

①受注者(購入額) ②発注者(実勢価格)
26,209,635 > 22,214,574

以上より、安価な発注者(実勢価格)を使用

変動額 = M変動_額 - M当初_額 = 22,214,574 - 17,982,000 = 4,232,574

■スライド対象の判定

スライド判定額 = 4,232,574 - P × 1/100
= 4,232,574 - 2,100,000 = 2,132,574 スライド【対象】

■スライド額の算出

スライド額(S) = 4,232,574 - P × 1/100
= 4,232,574 - 2,100,000 = 2,132,574

■端数処理

2,131,574 × 100 / 108 = 1,974,000 (1,000未満切り捨て)
スライド額(最終) = 1,974,000 × 108 / 100 = 2,131,920 (税込)

3 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。

○例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量（V）を基本とする。
- ・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ・【鋼材類】【アスファルト類】【生コンクリート】が単品スライドの対象となった場合、当該「鋼材類」「アスファルト類」「生コンクリート」の運搬に要した燃料油は対象数量としない。

○発注者の設計数量（V）は、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。

○施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（V）の算出例については、次の通り。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{燃料油の構成比率} / \text{東京17区燃料油の単価})$$

○なお、発注者の設計数量（V）は、積算システムの機労材集計表に、結果が出力される。

○発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量

現場に搬入される資材【現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等】や機械等【建設機械・仮設材・桁等〔積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む】の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性が証明されることを条件としており、証明されないものは対象数量としない。

○現場に搬入される資材が単品スライド対象となった場合は、変動後の実勢価格の根拠に原材料及び輸送コストを含めた価格になっていると考えられるため、この場合の燃料油を対象数量にしないこととする。

- 発注者の設計数量（V）内
 - ①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類
- 発注者の設計数量（V）外
 - ②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類
 - ③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

3-2-2 対象数量の算定方法

○使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる数量を対象とする。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

- 設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）
 - ※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$
- 設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）
 - ※V2は受注者の算出した概算数量でよい。
 - ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。
- 設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）
 - ・3-8「各種資材運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。
 - ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

○既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分〔①～③〕毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

①発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、概算数量計算書【参考様式 燃料1号】

②発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・A s 合材等）の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 【参考様式 燃料2号】

③発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 【参考様式 燃料3号】

3-4 単価（実勢価格の算定）

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

○設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。

3-4-2 変動後の実勢単価の決定方法

- 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌々月の土木工事積算単価表の価格。
- 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における土木工事積算単価表の価格の平均）とする。

対象数量と単価の決定方法について

	証明書類	対象数量	単価の決定方法	備考
現場内建設機械に使用した燃料油	有⇒証明された数量（V1） 無⇒V2 主たる用途以外でやむを得ない場合	設計数量＝V V1>Vのとき V V1<Vのとき V1 V2＝V－V1	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とするただし、V2は工期翌々月から工期末前月までの土木工事標準単価表の価格の平均	
資材運搬に使用した燃料油	・各資材の購入数量、価格、出荷元、搬入時期 ・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と受注者が証明した購入量の小さい方（V3）	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	計算例 A
共通仮設費率（日々回送など）及び共通仮設費積上げ（仮設材運搬など）に含まれる運搬に使用した燃料油	・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と受注者が証明した購入量の小さい方（V3）	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	率 計算例 B 積上げ 計算例 C 計算例 D 計算例 E

3-4-3 変動後の実勢価格の決定方法

- 設計数量内の証明された対象数量（V1）及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量（V3）にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量（V2）に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢単価を決定。

○燃料油について、3-2 のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。

○なお、V1,V2,V3 が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の補正方法

- 証明された購入数量が対象数量（V1 及びV3）以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

3-6 購入価格の評価方法

- 証明された購入数量が、3-2-2 の対象数量（V1 および V3）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- 証明されなかった数量（V2）については3-4-2 に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌々月から工期末の前月迄の土木工事標準単価表の平均価格）に V2 を乗じた額とする。

○受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。

3-7 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更}_{\text{油}}} - M_{\text{当初}_{\text{油}}}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{当初}_{\text{油}}} & \text{（価格変動前の燃料油の金額）} \\ & = \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ & = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 108/100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{変更}_{\text{油}}} & \text{（価格変動後の燃料油の金額）} \\ & = \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times \text{消費税率} \\ & = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 108/100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{変更}_{\text{油}}}$ よりも、受注者の購入価格の方が安い場合は、 $M_{\text{変更}_{\text{油}}}$ は受注者の購入価格とする。

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

3-8 算出例

3-8-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出

- 各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- 資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

- Q : 燃料油数量 (ℓ)
- L : 運搬距離 (km) ※片道 【プラント及び工場等から現場までの距離】
- S : 規制速度 (km/h) 【各々で算出】
- P : 運搬機械の機関出力 (kw) 【建設機械等損料算定表 参照】
- K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ/kw-h) 【土木工事標準積算基準書 I-6-②-2 参照】
- N₁ : 運搬車1台当り資材数量 (単位) 【積載量÷資材単位体積当たり重量】
- N : 搬入数量 (単位) 【対象数量】

※運搬距離については、積算で計上している範囲内の距離とする。

【計算例A】

資材：再生骨材（40mm級）現場着価

運搬機械：10tダンプトラック

項目	記号	単位	値	備考
運搬距離	L	km	5	※片道
規制速度	S	km/h	40	
運搬機械の機関出力	P	kw	246	
時間当りの燃料消費率	K	ℓ/kw-h	0.050	
運搬車1台当り資材数量	N ₁	m ³	4.6	
搬入数量	N	m ³	5,000	

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 5 \div 40 \times (246 \times 0.05) \div 4.6 \times 5,000 = 1,630 \text{ ℓ}$$

3-8-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

- 共通仮設費率に含まれる運搬費・・・・・・・・単品スライド条項対象
- 積上げ項目による運搬費・・・・・・・・単品スライド条項対象
- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - ◇ 一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬
 - ◇ 基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
- 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
 - ◇ 運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。

下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）	
L：運搬距離（km）※片道（往復）	【基地から現場までの距離】
S：輸送速度30（km/h）	【土木工事標準積算基準書 I-2-②-12 準用】
P：運搬機械の機関出力（kw）	【建設機械等損料算定表 参照】
K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	【土木工事標準積算基準書 I-6-②-2 参照】
N：搬入搬出（回）	【搬入 搬出 回数】
運搬車両台数（台）	【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離は各市役所・町役場と現場までの距離とする。

【計算例B】

建設機械：バックホウ0.8m³（運搬機械：20t積トレーラ）

項目	記号	単位	値	備考
運搬距離	L	km	15	※片道
輸送速度	S	km/h	30	
運搬機械の機関出力	P	kw	235	
時間当りの燃料消費率	K	ℓ/kw-h	0.075	
搬入搬出	N	回	2	

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

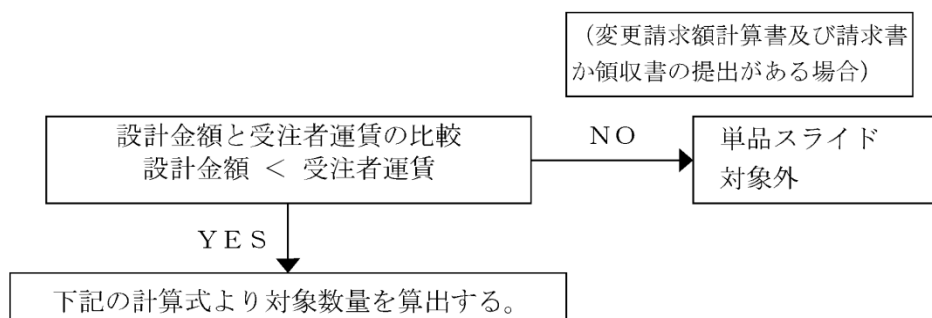
$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18 \text{ ℓ}$$

③ 積上げ項目による運搬費

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例C】

建設機械：路面切削機（運搬機械：30t積トレーラ）

項目	記号	単位	値	備考
運搬距離	L	km	100	※片道
輸送速度	S	km/h	30	
運搬機械の機関出力	P	kw	235	
時間当りの燃料消費率	K	ℓ/kw-h	0.075	
搬入搬出	N	回	2	

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \text{ ℓ}$$

【計算例D】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20t積トレーラ）

項目	記号	単位	値	備考
運搬距離	L	km	90	※片道
輸送速度	S	km/h	30	
運搬機械の機関出力	P	kw	235	
時間当りの燃料消費率	K	ℓ/kw-h	0.075	
台数	N	回	10	5（台）×2（搬入搬出）

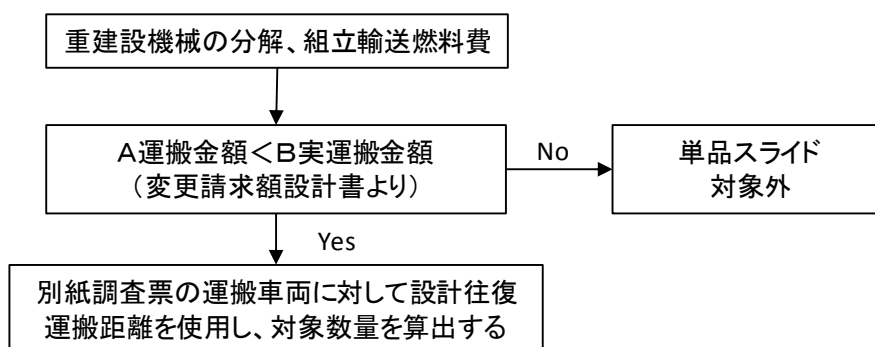
$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



$$\text{運搬金額} = \text{〔労務歩掛（特殊作業員） + クレーン運転歩掛〕} \times \text{運転費率}$$

詳細は、土木工事標準積算基準書（共通編）I-2-②-16

別紙調査票とは、受注者より提出された参考様式：燃料3号「建設機械の分解、組立及び輸送にかかる計算書総括表」とする。

【計算例E】

重建設機械の分解、組立（ブルドーザ21t級以下）

運搬車両（セミトレーラ20t・トラック4t）

項目	記号	単位	値	備考
運搬距離	L	km	66	※往復
輸送速度	S	km/h	30	
運搬機械の機関出力	P	kw	235	セミトレーラ 20t
			137	トラック 4t
時間当りの燃料消費率	K	ℓ/kw-h	0.075	セミトレーラ 20t
			0.050	トラック 4t
運搬車両台数	N	台	1	

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

() の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 66 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 66 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 55 \text{ ℓ}$$

3-8-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

- ・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式 ($Y=15.68X+5,330$)

Y：輸送単価（円／t） X：運搬距離（km）

- ・上記の式より積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

②支給品及び現場発生品の運搬

- ・対象数量に含まれている。（歩掛積算）

3-8-4 計算事例

【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

軽油	部分私算数量(7,000L)												購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量 (未証明)	購入数量 合計	
①受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000	
①受注者 購入数量 (質機材運搬に係る数量)	-	-	-	1,000	-	-	1,500	500	-	3,000	-	3,000	
②受注者 購入金額	90	90	100	90	100	100	100	110	100	95	95		
③発注者 購入金額 (土木工事精算単価表: 取扱)	80	90	90	90	90	100	110	120	110	95	95		
受注者 購入金額				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000	
① × ②				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	-	295,000	
① × ③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	680,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000	
発注者 実勢金額 (①+②) × ③													
発注者 スライド単価 ^p				$p = \Sigma(\text{購入金額} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 5,890,000 \div (55,000 + 3,000) = 102$									

「現場内建設機械に係る数量」と「質機材運搬に係る数量」について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購

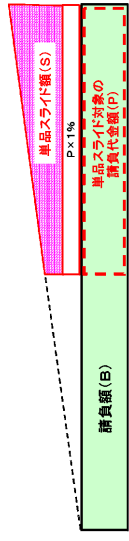
ガソリン	部分私算数量(1,400L)												購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量 (未証明)	購入数量 合計	
①受注者 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000	
①受注者 購入数量 (質機材運搬に係る数量)	-	-	-	500	500	1,000	500	-	-	2,000	-	2,000	
②受注者 購入金額	100	120	130	110	120	140	160	160	180	130	130		
③発注者 購入金額 (土木工事精算単価表: 取扱)	110	120	140	110	110	130	170	170	170	130	130		
受注者 購入金額				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000	
① × ②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000	
① × ③				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	-	280,000	
発注者 実勢金額 (①+②) × ③				110,000	275,000	520,000	568,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000	
発注者 スライド単価 ^p				$p = \Sigma(\text{購入金額} \times \text{実勢価格}) \div \text{購入数量} = 1,670,000 \div (10,000 + 2,000) = 139$									

起算(単品スライド対象外) ← 未払い(単品スライド対象の請負代金額=P)

【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50,000,000円 (税込み)
差引率	k	90%
当初設計単価	p	軽油: 80円、ガソリン: 110円
発注者 スライド単価	p'	軽油: 102円、ガソリン: 139円
M受買・油(発注者)		$[102 \times (55,000 + 3,000) + 139 \times (8,000 + 1,000)] \times 0.9 \times 1.08 = 6,966,324$
M受買・油(受注者)		$5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200$
M当初・油(発注者)		$[80 \times (55,000 + 3,000) + 110 \times (8,000 + 1,000)] \times 0.9 \times 1.08 = 5,472,360$
変動額 油		$6,966,324 - 5,472,360 = 1,493,964$
単品スライド額	S	$1,493,964 - 50,000,000 \times 1\% = 952,465$
単品スライド額(最終)	S	$881,000 \times 108/100 = 951,480$ (税込)

【単品スライド説明図】



「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、会社金額に対して足りる1%のチャージを行う点に注意!

M受買・油(発注者)とM受買・油(受注者)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用

— 単品スライド対象の請負代金額(P)に対して、1%以上の変動あり
→ $952,465 \times 108/100 = 881,000$ (1000未満切捨て)

4 アスファルト類

4-1 対象材料

- ・アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等とする。

4-2 対象数量

- ・アスファルト類は、設計図書に数量が記載されていない場合が一般的であるため、発注者の設計数量の数量内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。
- ・性能規定方式等により、積算時の想定と実際の施工時の舗装構成が異なる場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

○アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されているが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^* \times (1 + \text{ロス率}^*)$$

（アスファルト乳剤の散布量）

$$\text{面積} \times \text{散布量}^*$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は標準的な数値が土木工事標準基準書に記載されているが、それによりがたい場合は別途考慮する。

○上記により算出した発注者の設計数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。具体的には下記のとおりである。

証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注) 設計数量：積算上の数量

証明数量：受注者から証明された数量

○しかし、設計図書において数量が明記されている場合は、鋼材類の場合と同様、その数量・搬入月を証明できない場合は当該材料はスライド対象としない。

証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

○舗装工事は性能規定で発注される場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、鋼材類の任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

○施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times \left(\frac{\text{標準単価} \times \text{アスファルト混合物構成比率}}{\text{東京17区アスファルト混合物単価}} \right) \times \left(\frac{\text{平均仕上り厚}}{50 \text{ mm}} \right)$$

○なお、発注者の設計数量は、積算システムの機労材集計表に、結果が出力される。

4-3 受注者への確認事項

- 納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認
- 工場渡して、購入した場合は、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出

○自社内での取引であったため、納品書・請求書・領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類等で購入価格の証明を求める。

○受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料等（現着単価）と比較して安価な単価をスライド額算定に用いるものとする。

4-4 単価（実勢価格の算定）

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- 2-4-1による

4-4-2 変動後の実勢単価の決定方法

- 実勢単価は、対象材料を搬入した月の翌々月の土木工事積算単価表の価格
- 土木工事積算単価表に記載されていない材料は、対象材料が現場に搬入された月の翌月の物価資料等の価格とする

○工期末の属する月については、翌々月の土木工事積算単価表（翌月の物価資料等）での確認ができないので、翌月の土木工事積算単価表（搬入した月の物価資料等）の価格とする。

○なお、工期末の属する月に、翌月の土木工事積算単価表が必要となる場合、その対象資材について、別途技術企画課と協議すること。

4-5 購入価格の補正方法

- 2-5による。

4-6 変動額の算定

- 2-6による。

5 生コンクリート

5-1 対象材料

- ・レディミクストコンクリート（生コンクリート）とする。

5-2 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注) 設計数量：積算上の数量

証明数量：受注者から証明された数量

○設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率}^{\ast})$$

※ロス率については、土木工事標準積算基準書による。

○また、施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京17区コンクリート単価})$$

○なお、発注者の設計数量は、積算システムの機労材集計表に、結果が出力される。

5-3 受注者への確認事項

- 4-3 による。

5-4 単価（実勢価格の算定）

- 4-4 による。

5-5 購入価格の補正方法

- 2-5 による。

5-6 変動額の算定

- 2-6 による。

6 請求等手続き及び提出様式

6-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

○単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。

6-2 証明書類の提出時期

- ・請求時点には、原則証明資料を添付するものとするが、工程上等やむを得ない場合は、単品スライド条項の協議開始時まで提出するものとする。

○請求時には、証明書類として「請負代金額の変更の対象材料証明書」（様式1号添付書類）、その内容を証明する資料（納品書等）を提出することを原則とするが、提出できない場合は、協議開始時まで提出するものとする。

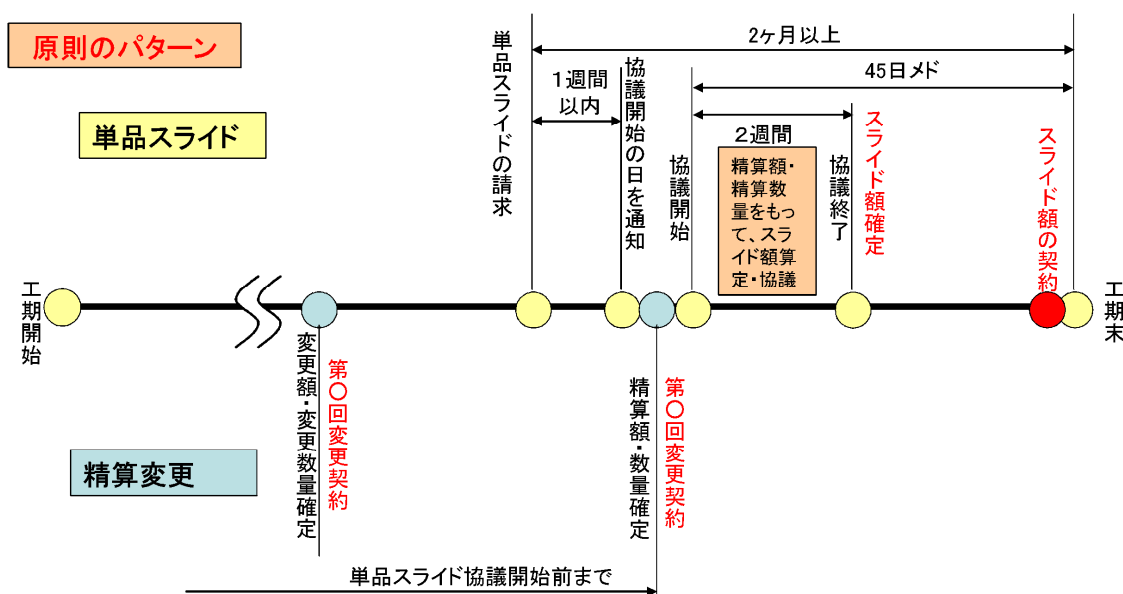
6-3 設計変更手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うため、協議開始日までに、スライド分を除く設計変更をすること。

○最終的な数量の確定までに期間を要する場合など、これによりがたい場合は、受注者と十分に調整の上実施すること。

6-4 協議開始日

- スライド額の協議開始日は、受注者の意見を聴いた上で、原則「工期末から45日前の日」に定め通知する。
- 精算変更を工期末に実施する等工程上やむを得ない場合には、協議開始日を、精算変更の内容が確定出来る日を考慮の上で定めるものとするが、協議開始日から協議終了までの期間は、2週間を確保することとする。



6-5 部分払い時の取扱い

- 部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

6-6 部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い

- 部分引渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

6-8 様式（土木請負工事必携）

様式 1 号

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事について、
資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したいので、建設工事請負契約書第 2 5 条
第 5 項の規定に基づき請求します。

記

- | | | |
|---------|-------------------------|----------|
| 1 請負代金額 | ¥ | — |
| 2 工期 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 3 添付書類 | 請負代金額の変更の対象材料証明書
その他 | |

（様式1号添付書類）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

請負代金額の変更の対象材料証明書

兵庫県
契約担当者
兵庫県〇〇 〇 〇 〇 〇 様

受注者 住所
会社名
代表者氏名 印

建設工事請負契約書第25条第5項による請負代金額の変更請求に当たり、購入した材料価格等について、下記のとおり資料を提出します。

記

工 事 番 号
工 事 名
工 期

品 目	規 格	単 位	数 量	購 入 単 価	購 入 金 額	購 入 先	鋼材：搬入年月 燃料：購入年月	備 考
記載例								
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年〇月	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			H〇年〇月 計
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年△月	
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇商社	H〇年△月	
			〇〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			H〇年△月 計
〇鋼	〇	t	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇			〇鋼合計
□油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇石油	H〇年△月	
□油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇石油	H〇年△月	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇			H〇年△月 計
□油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇			□油合計
△油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	□□石油	H〇年□月	
△油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	□□石油	H〇年□月	
			〇, 〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇〇, 〇〇〇			H〇年□月 計
△油	〇	L	〇〇〇	〇〇. 〇	〇〇, 〇〇〇			△油合計

(注)

- 1 購入単価、購入数量等については、その内容を証明する資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
- 2 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとに取りまとめるものとする。
なお、取りまとめ数量欄が足りない場合は、別紙に取りまとめるものとする。
- 3 対象材料の燃料油について、全てを証明する書類の提出ができない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4 注1の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、請負代金額の変更（単品スライド条項の適用）はできない。

様式2号

第 号
平成 年 月 日

受注者

住 所
氏 名

様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
変更額協議日の通知について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった 工事における請負代金額の
変更について、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき協議開始日を通知しま
す。

記

1 変更額協議開始日 平成 年 月 日

様式3号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る
建設工事請負契約書第25条第7項の規定に基づく協議について

平成 年 月 日付けで請負代金額の変更の請求があった 工事に
ついて、変更額を下記のとおり積算しましたので、建設工事請負契約書第25条第7項の
規定に基づき協議します。

記

1 変更額 ￥ ー

様式4号

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者
様

受注者
住 所
氏 名

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第7項の規定に基づく協議について（回答）

承認します。

平成 年 月 日付けで協議のあった標記のことについて、

承認しません。

様式5号

第 号
平成 年 月 日

受注者
住 所
氏 名 様

兵庫県契約担当者

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更に係る建設工事
請負契約書第25条第7項ただし書の規定に基づく通知について

平成 年 月 日付けで回答があった 工事については、変更額を
下記のとおりとしますので、建設工事請負契約書第25条第7項ただし書の規定に基づき
通知します。

記

1 変更額 ¥ ー

6-9 様式（その他）

参考様式 燃料1号

平成〇〇年〇月〇〇日

対象材料概算数量計算総括表

契約担当者

兵庫県〇〇県民局長 様

請負者 住所

会社名

代表者氏名

印

工事請負契約書第25条第5項による請負代金額の変更請求にあたり購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 番 号

工 事 名

工 期

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購 入 単 価	購 入 金 額	購 入 先	購 入 年 月	使 用 し た 建 設 機 械 名	使 用 目 的	証 明 の 有 無	備 考
記載例											
軽油	1. 2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	H20年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	H20年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	H20年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	H20年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	H20年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	H20年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	H20年10月	ダンプ	現場～〇〇地先 （流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	H20年11月	ダンプ	現場～〇〇地先 （流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000		0	四国石油	H20年12月	ダンプ	現場～〇〇地先 （流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

参考様式 燃料2号

各種資機材の材料総括表

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月
再生骨材	40mm	m3	3000.0	2,000	6,000,000	〇〇採石	H20.4
40mm	軽油	L	700.0	90	63,000	××石油	-
	軽油	L	300.0	90	27,000	▲▲石油	-
							-
	小計		1000.0	-	90,000	-	-
ブルドーザ		回	1.0	-	-	神戸リース	H20.8
21t級	軽油	L	500.0	110	55,000	神戸石油	-
							-
							-
	小計		500.0	-	55,000	-	-
							-
							-
							-
小計				-		-	-
							-
							-
							-
小計				-		-	-
							-
							-
							-
小計				-		-	-
							-
							-
							-
小計				-		-	-
燃料費 合計	-		1,500	-	145,000	-	-

注1) 本総括表に記載された項目を証明できる書類を別途提出のこと

参考様式 燃料3号
建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格	機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所		備考				
	運搬	車両	運搬	現場	運搬	現場					
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	積載重量 (t)	特大品割増 (C1)	悪路割増 (C2)	冬期割増 (C3)	深夜早期割増 (C4)	その他料金 (H)	合計	備考
セミトレーラ	30	110	29	81,000						$E \times (1+C1+C2+C3+C4) + H$	

『共通編 I-2-②-11』

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格	機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所		備考				
	運搬	車両	運搬	現場	運搬	現場					
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	積載重量 (t)	特大品割増 (C1)	悪路割増 (C2)	冬期割増 (C3)	深夜早期割増 (C4)	その他料金 (H)	合計	備考
セミトレーラ	30	110	29	81,000						$E \times (1+C1+C2+C3+C4) + H$	

『共通編 I-2-②-16』

仮設材（鋼矢板、H型鋼等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格	機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所		備考				
	運搬	車両	運搬	現場	運搬	現場					
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	台数 (台)	仮設材名称・規格	数量 (t)	基本運賃 (E)	冬期割増 (C3)	深夜早期割増 (C4)	その他料金 (H)	合計	備考
セミトレーラ	20	90	5	H鋼 (12m以内)						$E \times (1+C3+C4) + H$	

『共通編 I-2-②-14』